

男女共同参画 せんだいプラン2011【抜粋】

# 仙台市DV防止基本計画

平成23年度～平成27年度

平成23年9月  
仙台市



# 目次

---

## 第1章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 施策の体系

## 第2章 推進のための施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

- 1 人権・非暴力の観点からの教育の充実
- 2 DVの根絶に関する啓発と再発防止に向けた取り組みの推進
- 3 DV被害者に対する相談ネットワークの構築と支援体制の拡充
- 4 DV被害者の自立に向けた支援の拡充

## 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の背景

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、閉ざされた空間で起こるため表面化しにくく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。DVの被害者は多くの場合女性です。その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、今日に至るまで男女が置かれてきた社会的・構造的な問題があると言われています。

こうしたことから、国では、平成13年（2001年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」を制定しました。その後平成16年（2004年）の法改正を経て、平成19年（2007年）7月に再度DV防止法が改正され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）の策定」及び「市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすること」を市町村の努力義務とし、平成20年（2008年）1月に施行されました。

この法改正を受け、仙台市においては、平成21年（2009年）策定の「男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕」を市町村基本計画と位置づけ、身近な行政機関に求められる基本的な役割を中心にDVの防止と被害者支援に取り組んできたところです。しかしながら、DVの被害は後を絶たず、配偶者間での殺傷事件が多発している現状は、仙台市においてもDVの危険性と被害者の安全確保の重要性について再認識し、被害の未然防止と相談機能の充実に取り組む必要性を強く感じさせるものです。また、デートDVの被害も深刻な状況にあることが、内閣府の調査などで明らかになってきました。

平成23年度以降の新たな計画の策定にあたっては、被害者支援を行う上で中心的な役割を担う配偶者暴力相談支援センターの設置を念頭に、被害の把握から保護、自立支援までの切れ目のない支援を図るため、市民・NPO・関係機関などと連携しながら、この2年間で十分に対応できなかった分野や顕在化してきた課題に対応できるよう、的確で効果的な施策を推進していきます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「DV防止法」に定める「市町村基本計画」とします。

また、「仙台市男女共同参画推進条例」に基づく「男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」に包含されるものです。

なお本計画は、宮城県が平成21年（2009年）3月に策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を踏まえた内容としています。

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や国の動向、計画の進捗状況などに応じて、必要な見直しを行います。

### ■ ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振るわれる暴力のこと。「DV防止法」では、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）からの身体に対する不法な攻撃で生命・身体に危害を及ぼすものまたはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（過去に受け、婚姻関係の解消後も、配偶者であった者から引き続き受ける攻撃・言動を含む。）」を「配偶者からの暴力」としています。

### ■ デートDVとは

交際相手からの暴力。

本計画では、DV防止法の対象とはなっていないデートDVの防止対策についても、若年層への非暴力教育、DVの未然防止の観点から取り組んでいきます。

## 4 施策の体系

### D V の 根 絶 と 被 害 者 支 援

#### 1 人権・非暴力の観点からの教育の充実

- 1 保育や教育活動の全体を通じ、発達段階に応じて、幼児、児童生徒に人権尊重の意識を涵養するための人権教育の充実を図り、男女平等教育を推進します。
- 2 DVやデートDVの防止のため、若年層への啓発活動を行います。

#### 2 DVの根絶に関する啓発と再発防止に向けた取り組みの推進

- 1 研修会の開催や啓発リーフレットの作成・配布など、DVの防止に向けた取り組みを推進します。
- 2 DV被害の再発防止に向けた検討を行います。

#### 3 DV被害者に対する相談ネットワークの構築と支援体制の拡充

- 1 女性に対する暴力等に関わる相談対応の充実を図り、相談支援機能の一層の強化を図ります。
- 2 被害を的確に把握し、適切な支援に結びつけるため、関係機関や地域住民との連携強化に努めます。

#### 4 DV被害者の自立に向けた支援の拡充

- 1 DV被害者の相談から自立までの切れ目のない支援体制の構築を進めます。
- 2 緊急時において、宮城県による一時保護措置に結びつけるための適切な支援や、市の施設を利用した独自の一時保護事業を行うとともに、一時保護措置に至るまでの間の被害者の安全確保に努めます。
- 3 DV被害者が地域で生活していくため、心理面の回復も含めた自立に向けた支援を行います。
- 4 DV被害者の居所情報などの適切な保護等により、被害の拡大を防止するとともに、適切な行政サービスの提供に努めます。

## 第2章 推進のための施策

### 1 人権・非暴力の観点からの教育の充実

「男女共同参画せんだいプラン2011」基本目標5－施策の方向1

DVなどによる被害が起きない、安全な社会や家庭を作るため、小さい頃からお互いの人権を尊重することを基調とした非暴力教育、人権教育をあらゆる機会を通じて推進します。

事業の概要／●主な取り組み	推進局
1 保育や教育活動の全体を通じ、発達段階に応じて、幼児、児童生徒に人権尊重の意識を涵養するための人権教育の充実を図り、男女平等教育を推進します。 ●人権教育の推進	子供未来局 教育局
2 DVやデートDVの防止のため、若年層への啓発活動を行います。 ●若年層へのより実効性のある啓発 ●高等学校等への出前講座の実施 ●非暴力の観点からの啓発	市民局

### 2 DVの根絶に関する啓発と再発防止に向けた取り組みの推進

「男女共同参画せんだいプラン2011」基本目標5－施策の方向3

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、子どもの面前で行われるDVは心理的虐待にあたり、DV家庭で育った子どもたちへの支援は大きな課題です。このような認識のもと、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発と再発防止に向けた取り組みを推進していきます。

事業の概要／●主な取り組み	推進局
1 研修会の開催や啓発リーフレットの作成・配布など、DVの防止に向けた取り組みを推進します。 ●DV防止に向けた地域における研修会などの実施 ●DV防止キャンペーンの実施 ●DV防止啓発リーフレット等の作成・配布 ●児童虐待との関連についての啓発	市民局 子供未来局
2 DV被害の再発防止に向けた検討を行います。 ●再発防止に向けた施策のあり方の検討	市民局

### 3 DV被害者に対する相談ネットワークの構築と支援体制の拡充

「男女共同参画せんだいプラン2011」基本目標5－施策の方向4

潜在している被害者も多いと推測されることから、相談窓口のさらなる周知と相談機能の一層の充実に努めます。また、DV被害の未然防止及び被害者保護のためには、被害を発見する立場にある支援者、関係行政職員等、そして市民がDVについての知識を持ち、行動することが不可欠です。効果的な啓発・学習機会の提供等を実施するとともに、関係機関との連携強化に努めます。

事業の概要／●主な取り組み	推進局
<p>1 女性に対する暴力等に関わる相談対応の充実に図り、相談支援機能の一層の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 区保健福祉センターにおける相談の実施</li> <li>● 女性への暴力電話相談の実施</li> <li>● エル・ソーラ仙台における女性相談事業の実施</li> <li>● カウンセリングの研修などの相談員研修の実施</li> <li>● 男性相談事業の実施に向けた検討</li> <li>● 家庭相談員等職員研修の実施</li> <li>● 各種相談窓口の一層の周知</li> <li>● 外国人女性に対する相談窓口の情報提供</li> </ul>	<p>市民局 子供未来局</p>
<p>2 被害を的確に把握し、適切な支援に結びつけるため、関係機関や地域住民との連携強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害者を発見しやすい立場にいる支援者への情報提供などの実施</li> <li>● 女性に対する暴力の防止に向けた地域における研修会などの実施</li> <li>● 関係機関による連絡組織の設置</li> <li>● 警察との連携強化</li> </ul>	<p>市民局 子供未来局</p>

### 4 DV被害者の自立に向けた支援の拡充

「男女共同参画せんだいプラン2011」基本目標5－施策の方向5

平成19年（2007年）にDV防止法が改正され、市町村での配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。宮城県内には配偶者暴力相談支援センターは1カ所しかなく、県の人口のおよそ45%を占める仙台市においてもその機能を担うことが求められています。

地域には、定期的に相談機関につながりながら生活している被害者や、加害者から離れ新たに生活を始める被害者が存在しますが、これらの被害者への支援が十分とはいえない状況です。生活の支援や心のケアなどにNPO等との連携のもと取り組んでいきます。

事業の概要／●主な取り組み	推進局
<p>1 DV被害者の相談から自立までの切れ目のない支援体制の構築を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討</li> </ul>	<p>市民局 子供未来局</p>
<p>2 緊急時において、宮城県による一時保護措置に結びつけるための適切な支援や、市の施設を利用した独自の一時保護事業を行うとともに、一時保護措置に至るまでの間の被害者の安全確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 婦人相談所一時保護所への送致</li> <li>● 母子生活支援施設緊急一時保護事業の実施</li> <li>● 一時保護措置に至るまでの間の被害者の安全確保策の実施</li> <li>● 民間シェルター活動支援</li> </ul>	<p>市民局 子供未来局</p>
<p>3 DV被害者が地域で生活していくため、心理面の回復も含めた自立に向けた支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● DV被害者の市営住宅申込資格要件の緩和</li> <li>● DV被害者の就業等に向けた支援</li> <li>● 母子家庭及び寡婦自立促進対策事業の実施</li> <li>● 中間支援施設（ステップハウス）のあり方の検討</li> <li>● 地域での居場所づくりの検討</li> <li>● カウンセリングの研修などの相談員研修の充実</li> <li>● 精神保健福祉総合センターにおける精神保健相談の実施</li> <li>● 被害者の心理面の回復に向けた講座などの開催</li> <li>● 被害者支援に関わる人材の育成・支援</li> <li>● 自助グループの育成・支援</li> </ul>	<p>市民局 健康福祉局 子供未来局 都市整備局</p>
<p>4 DV被害者の居所情報などの適切な保護等により、被害の拡大を防止するとともに、適切な行政サービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害者支援マニュアルの充実</li> <li>● 行政サービス手続きの一元化の実施</li> <li>● 関係部署の連携によるDV被害者情報の保護</li> <li>● 住民票の写し等の発行・閲覧の制限</li> <li>● 税証明の発行・固定資産課税台帳閲覧の制限</li> <li>● 児童と同居する被害者への子ども手当の支給</li> <li>● 被害者の国民健康保険加入の配慮</li> <li>● 関連業務担当者研修の実施</li> </ul>	<p>財政局 市民局 子供未来局</p>

【成果目標・モニタリング指標】

項 目	現状 (直近値)	目標値 (H27年度)	目標・指標	担当局等
<b>DV防止法の認知度</b> (男女共同参画課「配偶者やパートナー等との間における暴力に関する調査」より) ※「名称と内容を知っている」と「名称は知っているが内容は知らない」の合計	86.4% (平成20年度)	100.0% (平成27年度)	成果目標	市民局
<b>配偶者暴力相談支援センターの周知度</b> (同上)	13.8% (平成20年度)	50.0% (平成27年度)	〃	市民局
<b>仙台市における配偶者等からの暴力に関する相談件数</b> (各区面接, エル・ソーラ仙台, 女性への暴力電話相談の合算)	1,907 件 (平成22年度)		モニタリング 指標	
<b>宮城県警察におけるDVに関する相談受案件数</b> (宮城県警察本部より)	1,348 件 (平成22年)		〃	
<b>宮城県配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数</b> (宮城県女性相談センターより)	1,017 件 (平成22年度)		〃	
<b>DV防止法に基づく保護命令の新規受案件数</b> (裁判所「司法統計」より)	92 件 (平成22年)		〃	
<b>婦人相談所一時保護所への送致件数</b>	38 件 (平成22年度)		〃	
<b>住民基本台帳事務におけるDV被害者の支援措置申出件数</b>	303 件 (平成22年度)		〃	

※モニタリング指標：行政が直接推進できないなど、目標値の設定が困難又は不適當であるが、定期的に指標を追って推移を見守る必要があるものについて定める指標

# 1 DV被害の状況

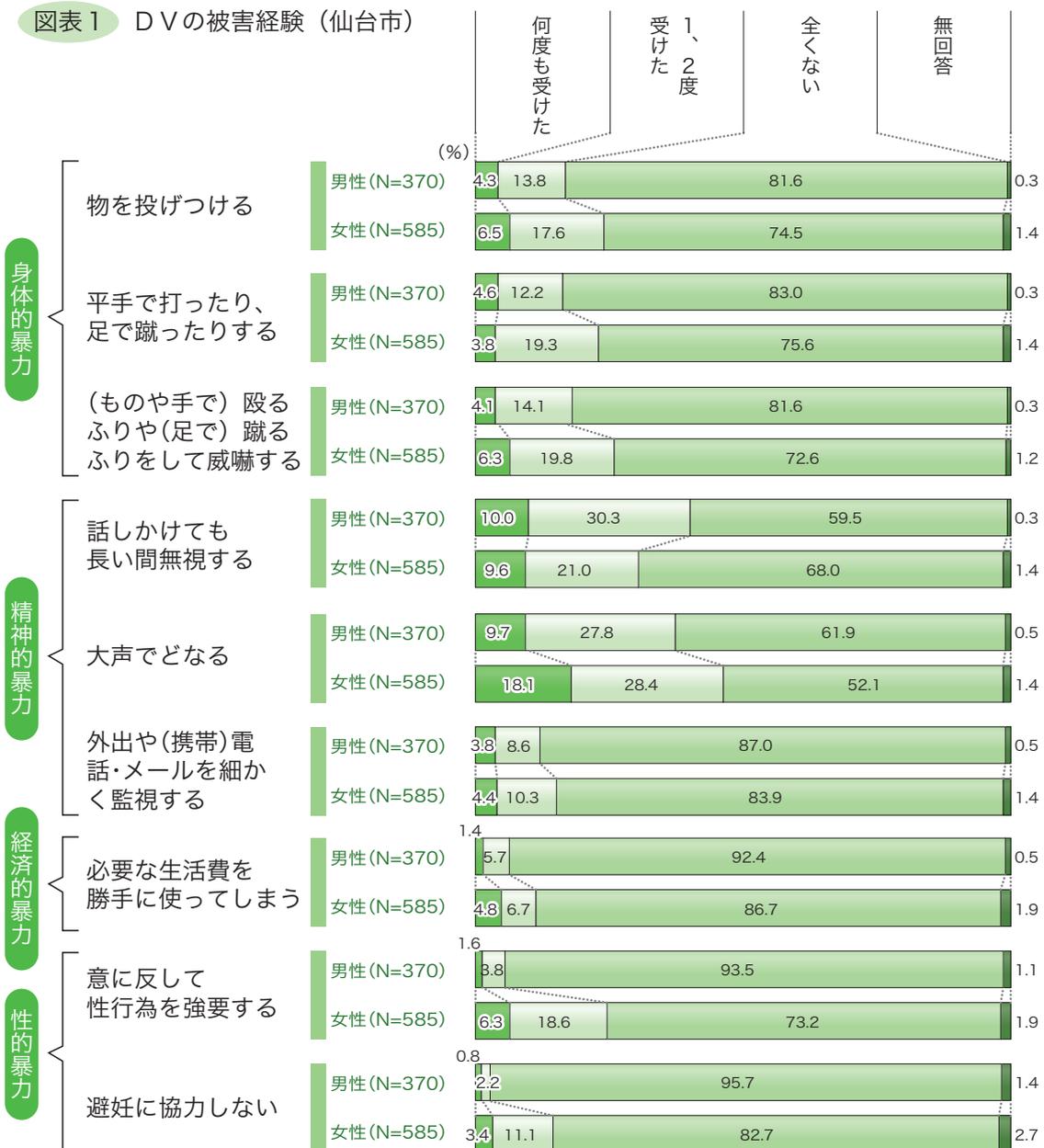
仙台市と(財)せんだい男女共同参画財団では、平成20年度に、市民へのDVに関するアンケート調査と暴力を受けたことのある女性への個別面接調査を行いました。調査結果からみえる現状の一部を紹介します。

## (1) 暴力の被害経験

### ① 仙台市の状況

男女ともおよそ5人に1人が〔身体的暴力〕を受けたことがあり、〔性的暴力〕の「意に反した性行為の強要」では、女性の4人に1人が被害を経験している。

図表1 DVの被害経験（仙台市）

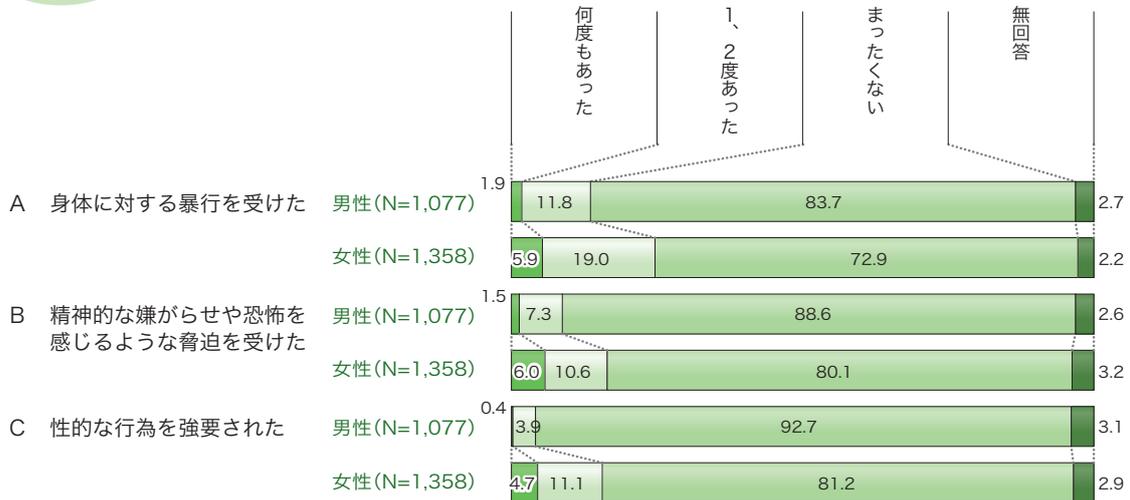


資料：仙台市市民局男女共同参画課・(財)せんだい男女共同参画財団「配偶者やパートナー等との間における暴力に関する調査（平成20年度）」（以下、資料名の記載が無いものについては、全て上記資料による。）

## ② 全国の状況

同じく平成20年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、〔A 身体に対する暴力を受けた〕〔B 精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた〕〔C 性的な行為を強要された〕いずれの項目でも「何度もあった」、「1、2度あった」とともに、女性の被害経験が男性を上回っている。

図表2 DVの被害経験（全国）

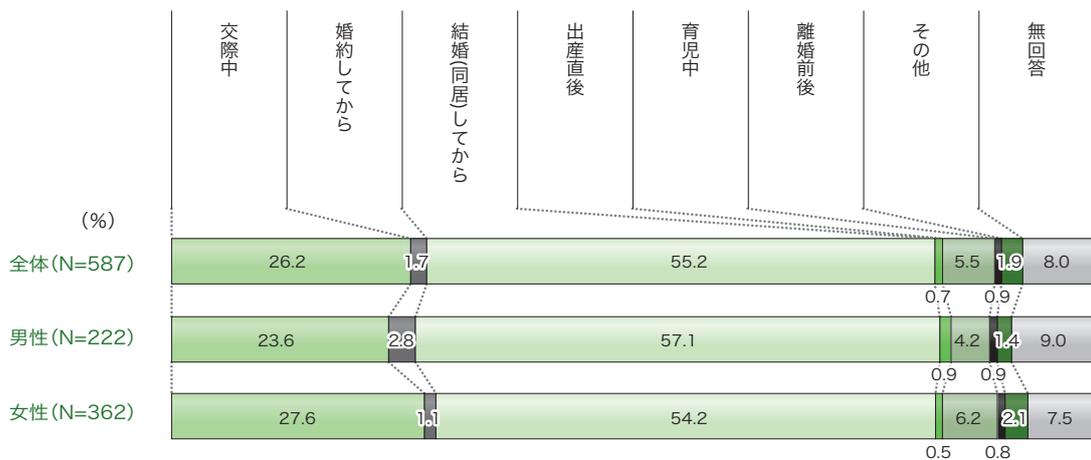


## (2) 交際中に受けた暴力

### ① 仙台市の状況（最初にDVを受けた時期）

DV防止法では、婚姻関係にある（あった）者から受ける暴力をDVと定義しているが、男女ともDVを受けたことのある人の約4分の1が“交際中”から暴力を受けていた。

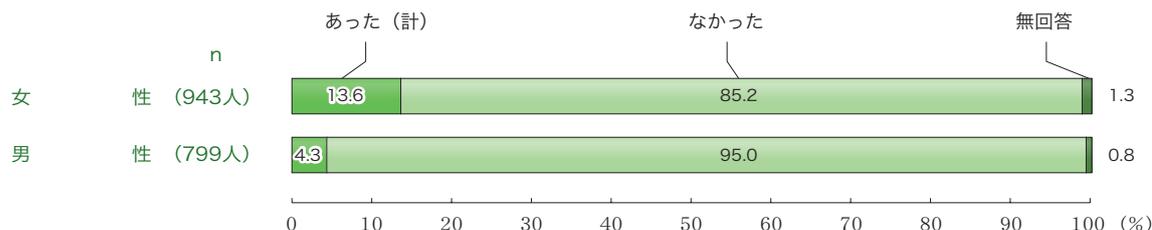
図表3 最初にDVを受けた時期（仙台市）



### ② 全国の状況（交際相手からの暴力）

交際相手からの被害経験をまとめてみると、当時の交際相手から〔身体的暴行〕〔心理的攻撃〕〔性的強要〕のいずれかをされたことが『あった』という人は女性13.6%、男性4.3%となっている。

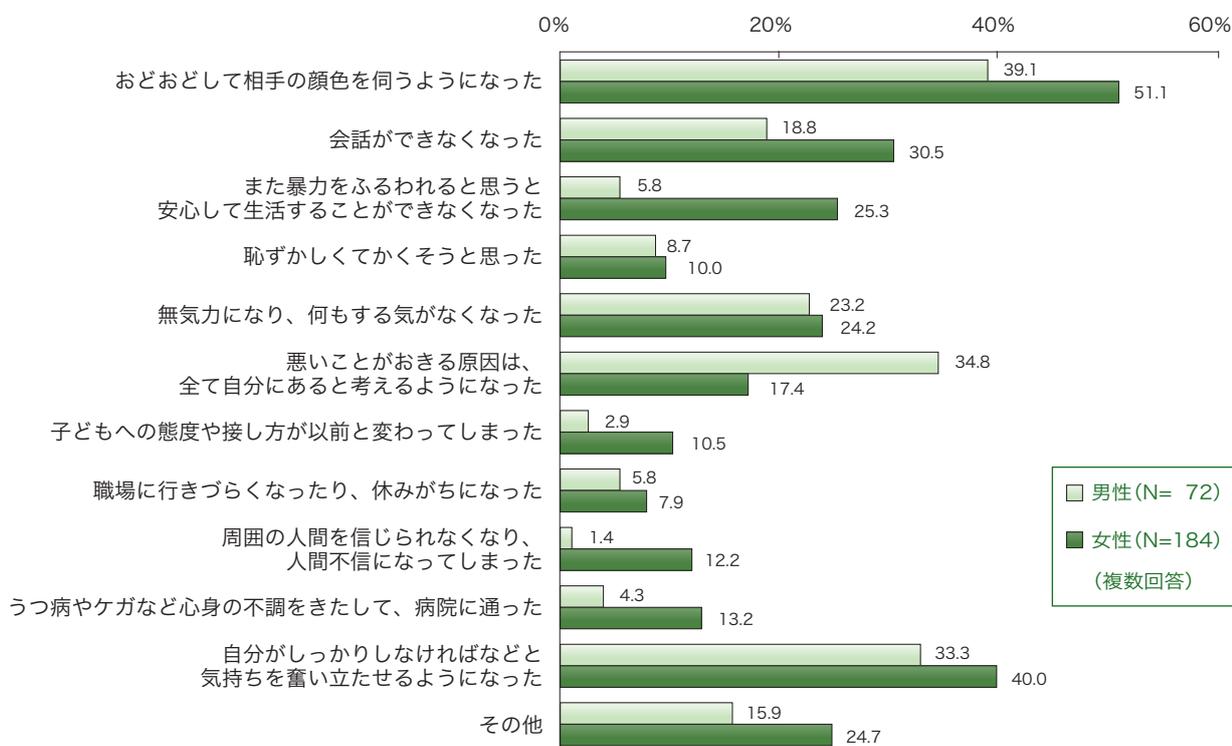
図表4 10代、20代での交際相手からの被害経験（全国）



### (3) DVがもたらす生活や心への大きな影響

暴力等による具体的な影響では、「おどおどして相手の顔を伺うようになった」が女性では約5割、男性では約4割が挙げており、男女とも最も多い。次いで、「自分がしっかりしなければなどと気持ちを奮い立たせるようになった」などがある。

図表5 DVが生活や心へ与えた具体的な影響（仙台市）

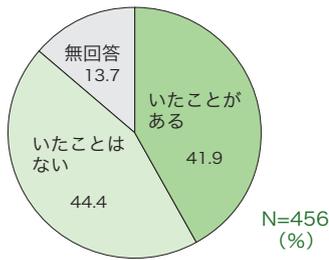


### (4) DVを受けた時の子どもの状況と被害

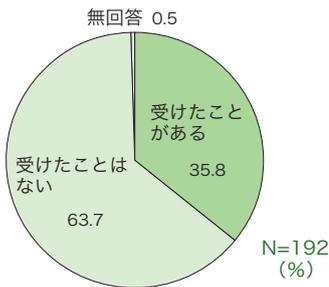
配偶者やパートナーから何らかの暴力を受けた時に、その場に子どもが「いたことがある」と回答した人が約4割となっている。そのうち、子どもへの暴力等があったかどうかたずねたところ、「受けたことがある」との回答が3割以上あった。

子どもへの暴力等が与えた具体的な影響としては、「親（大人）の顔をうかがうようになった」が最も多く、6割を超えている。次いで、「無気力・無感動になった」、「暴力をふるう親をこわがるようになった」の順で1割強の回答があった。

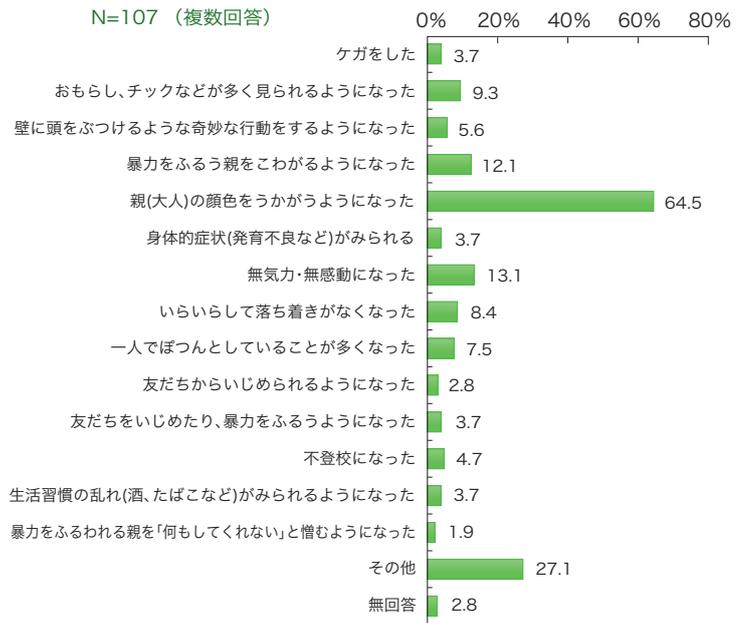
図表6 DVを受けたときの  
子どもの存在（仙台市）



図表7 DVを目撃した子どもへの  
暴力等（仙台市）



図表8 DVを見たり同じ行為を受けた  
子どもへの具体的な影響（仙台市）



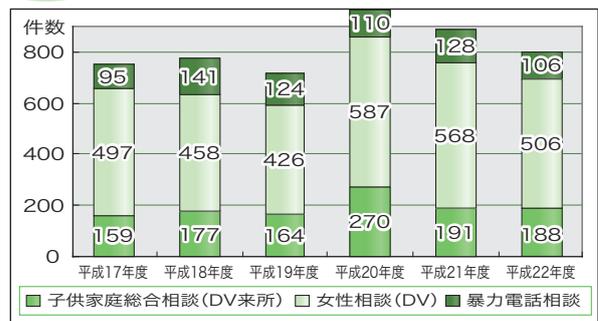
## 2 相談の状況

### (1) 仙台市の状況

仙台市の主なDV被害に関する相談窓口は、各区役所の「子供家庭総合相談」、仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台の「女性相談」、女性への暴力電話相談」の3つです。

- ① 区子供家庭総合相談（うちDV）  
来所相談件数推移
- ② 女性相談（うちDV）件数推移
- ③ 女性への暴力電話相談件数推移

図表9 仙台市のDV被害相談窓口での相談件数



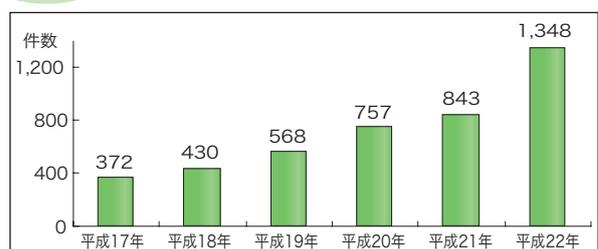
資料：仙台市市民局男女共同参画課

### (2) 宮城県の状況

#### ① 警察におけるDV相談受理件数推移

警察では、DV被害に関する相談を受け、必要な措置、援助を行っています。相談件数は年々増加しており、これは全国的に見ても同じ状況です。

図表10 宮城県警察におけるDV相談受理件数

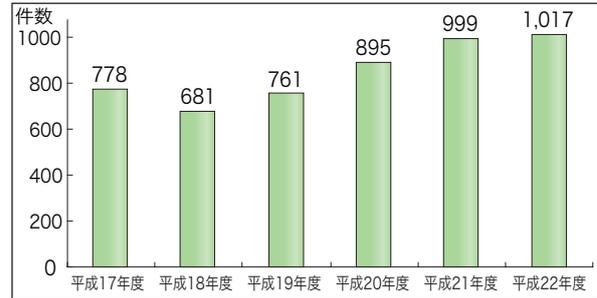


資料：宮城県警察本部

## ② 女性相談センターにおけるDV相談件数推移

宮城県女性相談センターは、県内唯一の配偶者暴力相談支援センターとしてDVに関する相談を受けています。

図表11 宮城県女性相談センターにおけるDVに関する相談件数

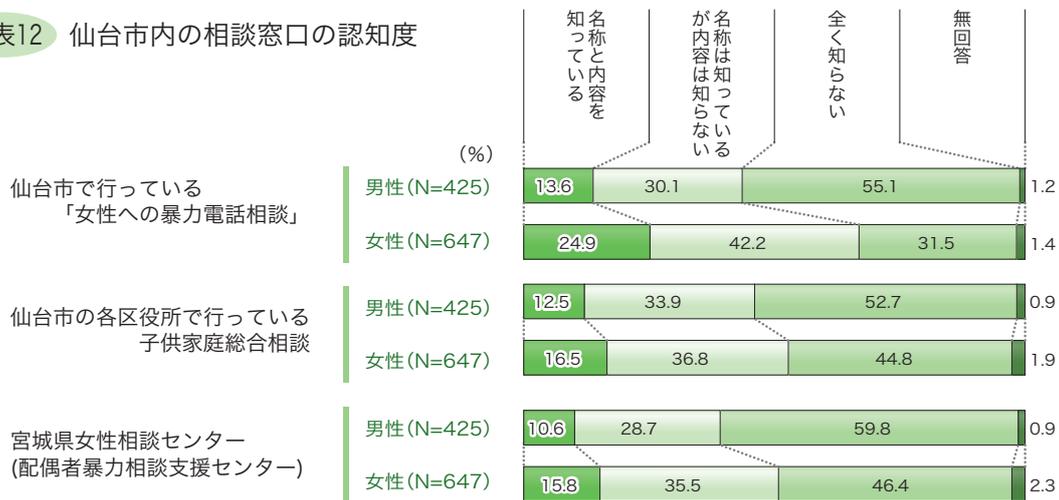


資料：宮城県女性相談センター

## (3) 相談窓口の認知度

主な相談先について「名称と内容を知っている」という回答は1割から2割程度にとどまっている。

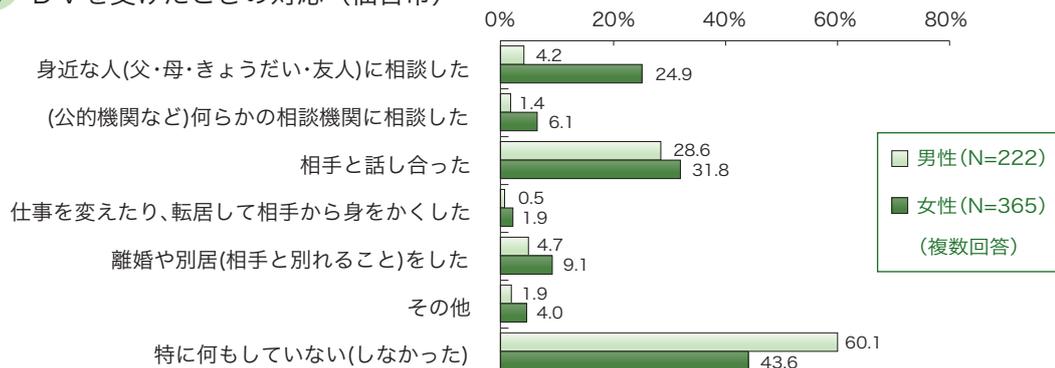
図表12 仙台市内の相談窓口の認知度



## (4) DVを受けたときの対応と相談機関等への相談

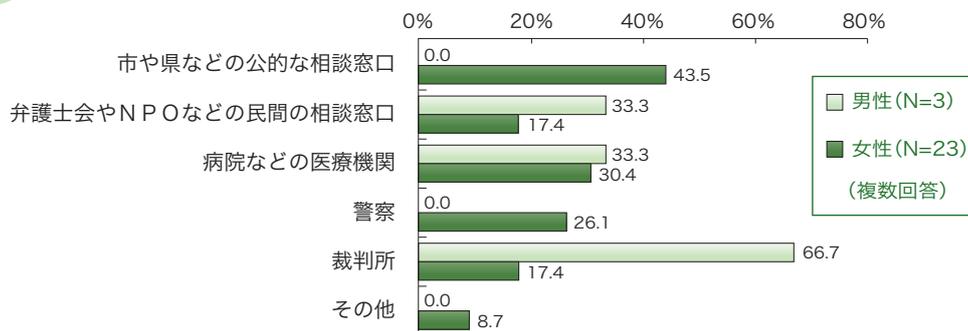
暴力等の被害を受けたときの対応については、「特に何もしていない」が最も多く、男性では6割を占めている。次に多いのは「相手と話し合った」で、男女とも3割前後である。女性では4人に1人が「身近な人に相談した」と回答しているが、男性は1割にも満たない。

図表13 DVを受けたときの対応 (仙台市)



暴力等を受けた時の公的機関等に相談した人は男女合わせても26名で、被害経験者の約5%にとどまっている。

図表14 DVを受けたときの公的機関等への相談（仙台市）

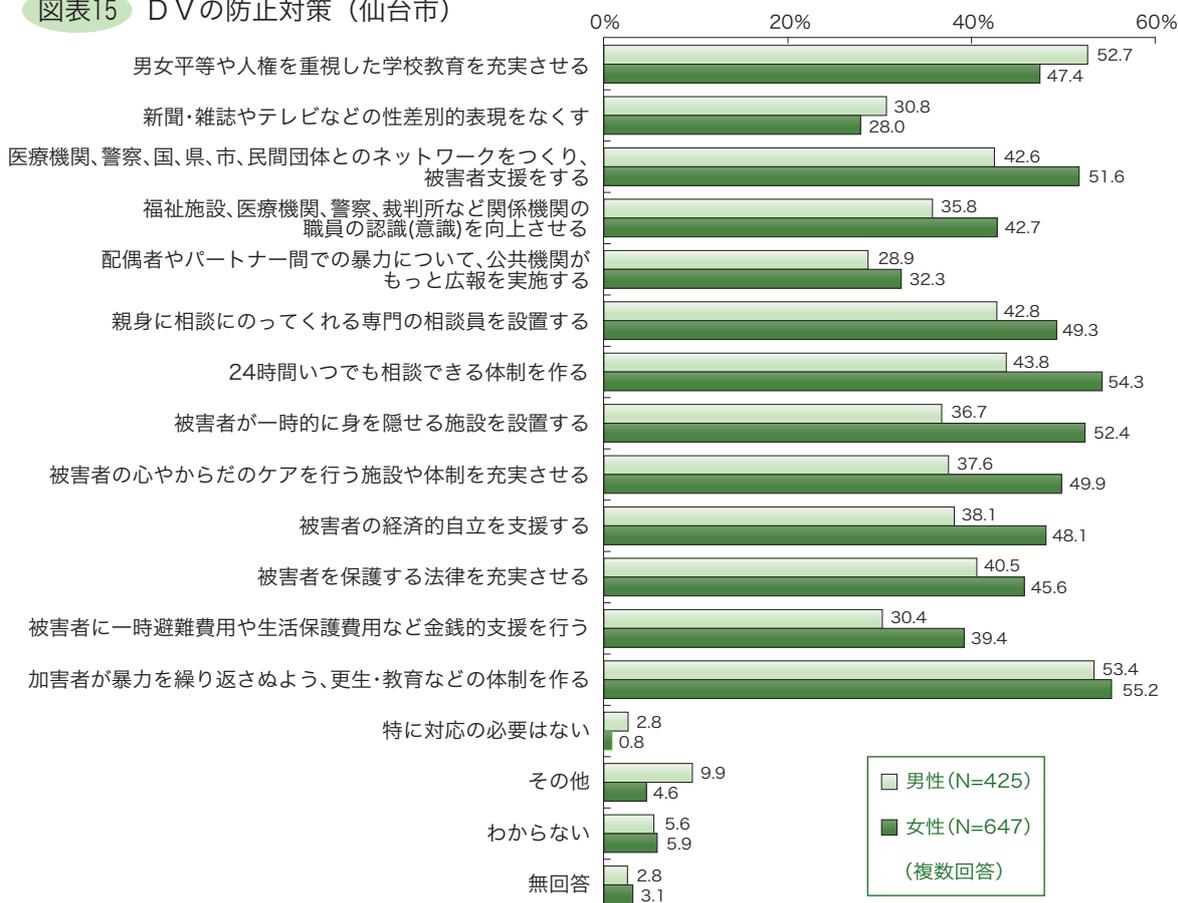


### 3 市民が望むDV防止対策

配偶者やパートナー間での暴力等防止対策についてたずねたところ、男女多くが、何らかの対応策が必要と考えていることがわかった。男女とも必要と考えている割合が多いのは「男女平等や人権を重視した学校教育を充実させる」、「加害者が暴力を繰り返さぬよう、更正・教育などの体制を作る」であった。

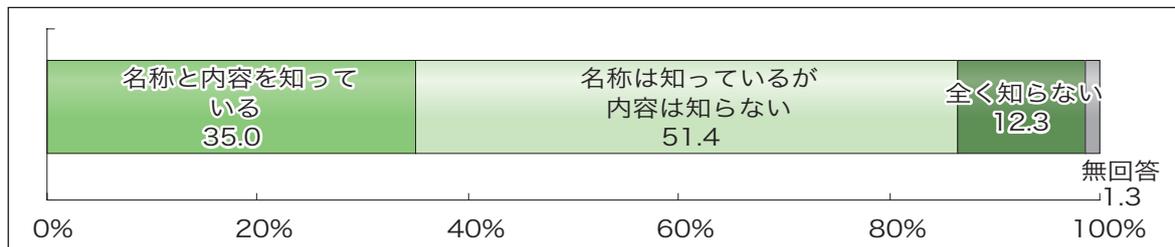
男女別でみると、「男女平等や人権を重視した学校教育を充実させる」、「新聞・雑誌やテレビなどの性差別的表現をなくす」は男性の割合が多いが、「24時間いつでも相談できる体制を作る」など具体的な被害者支援が含まれている防止対策については、女性の方が必要と考えている割合が多い。

図表15 DVの防止対策（仙台市）



## 4 【成果目標・モニタリング指標】 関連データ

### (1) DV防止法の認知度



資料：仙台市市民局男女共同参画課・（財）せんだい男女共同参画財団  
「配偶者やパートナー等との間における暴力に関する調査（平成20年）」

### (2) 仙台地方裁判所における配偶者暴力に関する保護命令の新規受理件数

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
受理件数	54件	47件	40件	54件	78件	74件	92件

資料：裁判所「司法統計」

### (3) 婦人相談所一時保護所への送致件数（仙台市）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
送致件数	23件	23件	24件	38件

資料：仙台市

### (4) 住民基本台帳事務におけるDV被害者の支援措置申出件数（仙台市）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
申出件数	106件	135件	180件	269件	245件	303件

資料：仙台市

## 5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

### 第一章 総則（第一条・第二条）

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

### 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

### 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

### 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勧告して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### （配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### （婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### （婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

### （配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和三十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

- 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### （迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### （保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### （保護命令の申立てについての決定等）

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### （即時抗告）

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### （保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第

二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申し立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

#### (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 第五章 雑則

#### (職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

#### (教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

#### (調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

### (民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

### (都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

### (国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則〔抄〕

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

#### (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則（平成十六年六月二日法律第六十四号）

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定

による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十九年七月十一日法律第百十三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

# 仙台市DV防止基本計画

平成23年9月

仙台市市民局市民協働推進部男女共同参画課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

TEL : 022-214-6143 FAX : 022-214-6140

E-mail : sim004180@city.sendai.jp

---

<http://www.city.sendai.jp/manabu/danjo/danjo/index.html>